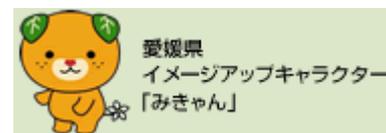


「飲酒運転のない北海道を目指すシンポジウム」  
於：北大医学部学友会館「フラテ」大ホール  
2015年6月7日（日）

# 飲酒運転死傷ゼロに向けて

～条例制定の意義と課題～

小佐井 良太  
愛媛大学法文学部総合政策学科  
r531mail@ehime-u.ac.jp



# 本日の内容(流れ)

1. はじめに: 自己紹介
2. 飲酒運転根絶条例: 意義と必要性
3. 福岡県条例の課題と検討
4. おわりに: 飲酒運転死傷ゼロに向けて



# 1. はじめに: 自己紹介①

## ➤ 専門分野: **法社会学**

⇒ 法や裁判の役割と課題の検証に取り組む学問分野。具体的な社会問題の解決に向けて、法的アプローチに基づく分析と提言を行うことも、その役割の一つ。

## ➤ **飲酒運転問題**への取り組み

⇒ 約8年間、飲酒運転死亡事件の被害者遺族に寄り添いつつ、刑事事件の裁判傍聴や、被害者遺族に対する聴き取り調査を主とした研究・提言を行う。

\* 「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」第4回調整会議（2011年9月開催）への参加と提言。

\* 広島県議会予算特別委員会（2013年3月開催）にて、参考人として広島県での飲酒運転根絶条例の制定を提言。

\* 福岡県条例の見直しに関する第2回調整会議（2014年10月）にて、条例制定3年後の見直しに関する意見を提言。

# 1. はじめに: 自己紹介②

## ➤ オーストラリア・シドニー大学での在外研究

⇒2013年11月中旬から2014年9月上旬までの約9か月間、NSW州シドニーに滞在。シドニー大学にて在外研究。  
（「オーストラリアにおける交通事故法制並びに交通事故の現状に関する法社会学的研究」）。

\* 飲酒運転の現状、飲酒運転対策等をメインに研究。

## ➤ 科学研究費補助金の採択

⇒2014年度より「飲酒運転根絶のための刑事政策・法政策に関する法社会学的研究」として科研費採択（3年間、「挑戦的萌芽研究」）。今後、主として総合的な飲酒運転対策としての飲酒運転根絶条例の実効性の検討を中心に研究を行う予定。

# 1. はじめに: 自己紹介③

- 【飲酒運転問題に取り組むきっかけ】 飲酒運転死亡事件被害者遺族の方々との出会い
  - ◆大学生の「イッキ飲ませ」による死亡事件に取り組む中で、「生命のメッセージ展」を知る。
  - ◆東名高速飲酒運転幼児死亡事件(1999年11月)の被害者遺族、井上保孝さん・郁美さん夫妻との出会い。
  - ◆福岡「海の中道」事件(2006年8月)の衝撃。  
「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」が同年9月に福岡で行った街頭署名活動に参加。高石洋さん・洋子さん夫妻との出会い。
  - ◆上記福岡での署名活動にて、飲酒運転死亡事件被害者遺族・松原道明さん(福岡在住)との出会い。

## 2. 飲酒運転根絶条例：意義と必要性①

### ➤ 飲酒運転の根絶に向けて：現状と課題①

- ① 「**厳罰化**」と報道キャンペーン：事件数の減少と限界
  - ◆「厳罰化」と報道キャンペーンが事件数の減少に一定の効果をもたらす。だが、効果には限界があり、**根絶**に至っていない。
- ② 根絶を阻む壁(その1)：**アルコール問題**の存在
  - ◆「処罰による抑止」を期待しにくい人々が一定数存在。再犯率の高さ、検挙者に占める**アルコール依存症**(疑いを含む)の高い割合。
  - ◆アルコールに対する知識・理解の不足に伴う問題。

## 2. 飲酒運転根絶条例：意義と必要性②

### ➤ 飲酒運転の根絶に向けて：現状と課題②

#### ③ 根絶を阻む壁(その2)：規範意識を欠く違反者の存在

- ◆ 飲酒運転違反者の中には、交通法規を含む規範やルールを「そもそも遵守する気がない」人たちも存在。教育的施策による更生とモラルの涵養が不可欠。

#### ④ 根絶に向けて必要となる総合的な施策・取組み

- ◆ 飲酒運転根絶のためには、社会各層・分野の叡智を組織の垣根を越えて結集した**総合的な施策・取組み**が不可欠。医療との連携、教育現場での取り組み、飲酒運転防止技術の導入・活用、さまざまな創意・工夫に基づく啓発、等。

## 2. 飲酒運転根絶条例：意義と必要性③

### ➤「処罰に基づく排除」の問題と限界

#### ① 個人処罰ではなく**社会問題**としての対処が必要

◆飲酒運転に対して、個人への**厳しい処罰**を積み重ねるだけでは、社会問題としての対処にはならず、根絶に至らない。刑事処罰には問題を個人責任へ過度に切り詰める側面。組織や企業等が行う懲戒・解雇等の処分も、**個人を切り捨て**組織を守ることにしかない。

#### ② 違反者を**孤立**に追い込むことを回避する必要

◆再犯防止の観点からは、実効性のある地域的・福祉的サポート体制こそが、違反者の再犯を防ぎ、**更生**を支える最後の歯止め。**地域の行政の力**が不可欠。

## 2. 飲酒運転根絶条例：意義と必要性④

### ◆ 飲酒運転根絶のための基本対策3カ条

- ① アルコールに関する正しい**知識**の普及・浸透
- ② 規範意識・**モラルの涵養と浸透**
- ③ アルコール問題への介入（治療的・簡易的）

\* 条例＝上記「基本対策3カ条」を具体的な施策として地域レベルで実行していく上での「制度的枠組み」。

## 2. 飲酒運転根絶条例：意義と必要性⑤

### ➤ 飲酒運転根絶条例制定の意義と必要性

#### ◆ 飲酒運転対策は、**地域の政策課題**

- 飲酒運転問題は、地域の「安全・安心」に対する重大な脅威。地域における対策は、「安全・安心な街づくり」を進める上で重要な政策課題。
- 飲酒運転は、国の法律に基づく刑事処罰に頼るだけでは、根絶に至らない。

#### ◆ 法律を補完する**条例独自の意義**

- 国レベルの法律とは異なる条例独自の意義。地域独自の取組みで、不十分な国の施策を補完する必要性。

#### ◆ 事後的処罰から**未然の防止(予防)**へ

- 飲酒運転の根絶には、未然の防止が不可欠。

## 2. 飲酒運転根絶条例：意義と必要性⑥

### ➤ 飲酒運転根絶条例の制定動向

- 1) 福岡以前の「理念条例」制定＝4県（山形、宮城、大分、沖縄）
- 2) 福岡以後の「理念・社会環境作り条例」制定＝1県（岡山）
- 3) 福岡以後の「**実効型条例**」制定＝1県（三重県）

\*「実効型条例」の基準：

⇒**アルコール問題への介入（受診・治療義務）施策の有無。**

【参考】中国新聞社が全国都道府県知事・議会議長を対象に行った飲酒運転根絶条例の制定意向に関するアンケートによれば、愛知県でも同種条例制定に向けた意向が示されていたが、2015年5月時点で制定には至っていない（2013年2月25日付中国新聞記事）。

## 2. 飲酒運転根絶条例：意義と必要性⑦

- 「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」
- ① 従来の**理念条例**から脱却、飲酒運転根絶に向けた**実効的かつ総合的な施策**を盛り込む。
  - ② 飲酒運転の背景にある**アルコール問題**への踏込み。検挙者への依存症検査の義務付け。
  - ③ 県民、事業者・企業、飲食店、酒類販売業者、駐車場所有者、タクシー事業者・運転代行業者など**さまざまな主体の責務**を明記・明確化。
  - ④ 条例に実効性を持たせる手段として、全国初となる**罰則**規定を盛り込む。

## 2. 飲酒運転根絶条例：意義と必要性⑧

### ➤「三重県飲酒運転0(ゼロ)を目指す条例」概要

#### <制定経緯>

福岡県条例の制定による影響(\*福岡同様、議員提案による制定)

#### <特徴>

- 1) 飲酒運転検挙者に対し違反1回目からアルコール治療専門機関での受診を義務づけ。
- 2) 受診義務違反に対する罰則無し。
- 3) 規範意識涵養、再犯防止に向けた教育機会の構築・提供。
- 4) 制定過程での議論内容の公開・情報発信(県議会Webサイト)
- 5) アルコール問題／治療専門医師・機関による働きかけと協力

## 2. 飲酒運転根絶条例：意義と必要性⑨

### ➤ 福岡県条例と三重県条例の比較

	受診義務	治療義務	通報義務	事業者	率先垂範
福岡県	○	○	○	○	○
三重県	○	×	×	△	×

\* 福岡県条例⇒**重厚・総合**(責務処分重視)型

\* 三重県条例⇒**簡略・特化**(治療促進重視)型

#### <両県の違い>

1) 地域における飲酒運転問題への危機感・根絶気運

⇒違反状況・重大死亡事故、死亡事件被害者遺族の働きかけ、等。

2) アルコール専門治療機関数／県勢

⇒福岡(8機関)、三重(10機関)／福岡(人口509万人)、三重(人口182万人)

## 2. 飲酒運転根絶条例：意義と必要性⑩

➤ 福岡県条例の下での教育的施策：「モラルを取り戻す／涵養するための条例」

### ◆2本柱としてのアルコール教育と交通教育

□飲酒運転は、「飲酒」と「運転」を切り離すことで、防止可能。アルコール依存症ないし依存症予備軍(多量飲酒等の問題飲酒)を抱える当事者に対する治療的介入&簡易介入が必要な一方、アルコールの基礎知識を踏まえた交通教育を通じて「モラルによる歯止め」を確立することが必要。

### ◆福岡県条例の下での教育施策

□飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣制度(条例第28条)

□小・中・高校、大学等における教育(条例第31条及び第26条第2項の規定に基づく「福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画」)

## 2. 飲酒運転根絶条例：意義と必要性⑪

### ➤ 飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣制度

- 飲酒運転撲滅に取り組む市町村、地域団体、事業者等による研修などの機会に対して、飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する専門家を派遣。参加者の飲酒運転撲滅意識の向上を狙いとする。
- アドバイザーは、①飲酒運転事故被害者遺族の他、②飲酒運転事故の現状や交通法規の知識を有し、飲酒運転防止のポイントをアドバイスできる者（警察関係者等）、③アルコール治療の専門家（医療関係者：看護師、保健師等）に委嘱（計28名/2014年）。
- アドバイザーに対する謝礼と交通費を県が負担。

## 2. 飲酒運転根絶条例：意義と必要性⑫

### ➤ 子どもたちへの教育／子どもたちを通じた大人たちへの教育

◆アドバイザーの一人として、小・中・高校を中心に講演活動続ける遺族・大庭茂彌さんの考え。

□「子どもたちは、親たちの飲酒運転を制止し、飲酒運転に対する認識や行動を変化させる『要』となり得る存在」

□子どもたちへの学校教育／家庭教育の重要性。

### ➤ 「飲酒行動是正プログラム」における教育・講習

◆飲酒運転の検挙者に講習の受講を義務付け。

□2014年9月に第1回実施。遺族の一人、山本美也子さんの講演等を含む内容。行動・認知変化を促す機会提供。

### 3. 福岡県条例の課題と検討①

#### ➤ 条例の下での施策・取組みの**効果と課題**の検証

⇒ 条例の下での施策・取組みの内容を確認、それぞれの取組みの状況と実施上の課題を洗い出し、検証する必要。

\* とりわけ、飲酒運転の違反者に対する県指定アルコール専門治療機関での受診義務・治療義務の履行状況をどのように評価し、改善を図るかは一つの焦点となる。

#### ➤ 施策・取組みの**透明性&公開性**の向上・確保

⇒ 条例の下での各施策・取組みの実行状況について透明性と公開性を向上させ、確保する手段を構築する。イベント等の「見えやすい施策・取組み」に頼るだけでなく、地道な取り組みにも光を当て、後押しする工夫が必要。

### 3. 福岡県条例の課題と検討②

➤ 「**地域格差**」の問題にどのように取り組むか。

⇒ 飲酒運転対策を考える上で「都市と郊外」の格差問題解消は重要な課題。公共交通機関の整備を含め、周辺市町村の取組みを県がバックアップする体制を強化する必要。

➤ 組織・関係各機関の真の意味での「**連携**」をどのように実現していくか。

⇒ 総合的施策が求められる飲酒運転対策において、組織間の「壁」や縦割り意識の克服が重要な課題。所管ベースではない問題ベースの真の連携を達成するため、一層の努力が必要。

### 3. 福岡県条例の課題と検討③

➤ 県職場組織での「**率先垂範**」の具体的な実行

⇒「お上意識」に基づく理念的な率先垂範ではない、職場組織における実効的な施策として、県職員組織を中心とした具体的な率先垂範の実行が求められる。

➤ 「**飲酒運転撲滅連絡会議**」の構成&運用の見直し

⇒会議が策定する「飲酒運転撲滅推進総合計画」の内容充実を図り、条例の下での施策・取組みの現状を社会各層の幅広い意見に照らして検証する上でも、現行のメンバー構成と会議の運用状況を見直し、少なくとも、会議メンバーに飲酒運転死亡事件被害者遺族、アルコール依存症回復者、更生支援関係者、等を加えるべきではないか。

# 3. 福岡県条例の課題と検討④

## ➤ 条例及び各種施策の**認知度**向上

⇒さまざまな啓発活動や講演等の実施により、他県と比べて県民の飲酒運転に対する意識は着実に変化してきている。一方で、条例そのものに対する認知度は、福岡都市圏を離れると、まだまだ低いのが実情。

## ➤ 「**是正プログラム**」受講の徹底と受講対象者の拡大

⇒条例制定3年後の見直しでは、受講者の拡大と受講義務の強化に踏み込まなかった。大阪府警による「検挙時の働きかけ」方式を検討すべきか。取消処分者講習との連携の必要性。

## ➤ 県職員、教職員を対象とする**教育・講習**の徹底

⇒見直しでは、教育従事者の条例並びに「アルコール健康障害対策基本法」の内容理解・周知を求めている。職場単位での飲酒運転防止教育・講習機会の拡充も必要。

## 4. おわりに: 飲酒運転死傷ゼロに向けて

### ➤ 「アルコール健康障害対策基本法」の施行

⇒ アルコール問題への取り組みを図るための基本法。

- ◆ 将来的に各都道府県は、アルコール健康障害対策の推進に関する計画(基本計画)の策定を求められる(同法第14条)。
- ◆ アルコール健康障害に関連して飲酒運転をした者に対し、指導、助言、支援等を推進するため必要な施策を講ずる(同法第19条)。

\* 現在、内閣府の下で「アルコール健康障害対策関係者会議」が開催され、各都道府県が策定する「基本計画」の案が検討されている。

## 4. おわりに：飲酒運転死傷ゼロに向けて

### ➤ アルコール基本法の下での基本計画と飲酒運転根絶条例の関係

- ◆ 基本計画は、飲酒運転問題への**医療的アプローチ**（アルコール問題への介入）を主眼とする内容が想定される（三重県条例に近い形）。これに対して福岡県条例は、アルコール問題への介入施策と教育施策以外にも県民や事業者に幅広く義務を課す「**総合責務型**」であることが特徴。
- ◆ 地域からの飲酒運転根絶を目指す**住民の意思と決意**を示す意味では、基本計画に先んじた地域自治型の政策条例として飲酒運転根絶条例を制定すべきか。

## 4. おわりに：飲酒運転死傷ゼロに向けて

### ➤「北海道飲酒運転根絶条例」に関する提言

- ◆北海道における飲酒運転の状況（交通事故全体に占める飲酒運転事故の割合＝全国3位：2013年度）や地理的特性、公共交通機関網の整備状況等、**地域の実情**を踏まえた**独自の施策**を検討する必要があるだろう。
- ◆アルコール問題への介入施策では、**医療機関の体制整備・連携**が不可欠。地域の医療体制の実情を踏まえた整備・支援も視野に入れて議論する必要がある。
- ◆交通事故被害者遺族等を中心とした**交通教育**の分野における先進的な取り組みや活動実績等を活かす形で、取り組みの強化と連携を盛り込んでどうか。